

[原因と対策の報告の公表文（様式2）]

伊方発電所から通報連絡のあった異常に係る原因と対策の
報告について（令和7年7月分）

R 7.11.10
原子力安全対策推進監
電話番号 089-912-2352

1 四国電力株式会社から、伊方発電所で令和7年7月に発生した1件の設備の異常に係る原因と対策の報告がありましたので、お知らせします。

[報告書の概要]

県の 公表 区分	異常事項	発生 年月日	原 因	対 策
C	純水装置塩酸受入タンク抜取り作業中の塩酸漏えい (1、2号機)	7.7.30	<p>不具合のあったフランジの材質は炭素鋼であり、塩酸に対して耐薬品性がないため、計7回の塩酸抜取り作業に伴い、当該フランジの腐食及び減肉が徐々に進行した結果、短管が折損したことにより、接続していた仮設ホースが外れ、漏えいに至ったものと推定した。</p> <p>また、作業要領書に当該フランジの外面及び内面の外観点検を実施する記載がなかったことも、本事象発生の要因と推定した。</p> <p>(参考)事象の概要</p> <p>伊方発電所1、2号機は廃止措置中のところ、純水装置の塩酸受入タンク点検のため、塩酸の抜取り作業中に、抜取り用の仮設ホースが外れ、塩酸が漏えいしたことを化学員が確認した。</p> <p>塩酸は防液堤内に留まっており、発電所外への流出はないことを確認した。</p> <p>仮設ホースが外れた際に、現地作業員が直ちに仮設ホース接続部の弁を閉止し、漏えいは停止した。</p> <p>漏えいした防液堤内の塩酸の量は約40リットルであり、仮設ポンプにて廃液中和槽へ移送を行い、全て回収した。</p> <p>なお、当該接続部のフランジには閉止フランジを取り付け、仮設ホース取付け前の状態に戻した。</p> <p>その後、仮設ホースを使用せずに当該タンクの塩酸を廃液中和槽に移送できるよう、別ルートの配管を整備の上、当該タンクに残った塩酸の抜取り作業を再開し、7月31日に抜取り作業が終了した。</p> <p>廃液中和槽に移送した塩酸は、総合排水処理装置にて処理を実施した。</p> <p>なお、本事象によるプラントへの影響及び周辺環境への放射能の影響はなかった。</p>	<p>本事象の作業及び類似作業※について以下の対策を実施する。</p> <p>(1) 次回の各作業までに、薬品の通液作業時、薬品を通液する部材を耐薬品性の部材に取り替えるとともに、通液作業前の点検として、仮設ラインを構成する部材の外面及び内面を外観点検することとする。</p> <p>(2) 作業要領書に、以下の内容を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬品の通液作業時、薬品を通液する部材に、耐薬品用の部材を使用する。 ・薬品の通液作業前の点検として、仮設ラインを構成する部材の外面及び内面の外観点検を実施する。 <p>※類似作業（3件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1、2号機前処理装置次亜塩素酸ソーダ貯槽の次亜塩素酸ソーダ抜取り ・3号機純水装置塩酸受入タンクの塩酸抜取り ・3号機総合排水処理装置塩酸貯槽の塩酸抜取り

※以下7件については、現在、四国電力株式会社において調査中であり、「伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領」に基づき、原因と対策の報告書を受理後、来月以降に公表します。

- ・伊方3号機 原子炉補機冷却水冷却器海水出口弁の不具合（令和6年6月24日発生）
- ・伊方3号機 衛星電話の一部使用不能による運転上の制限の逸脱（令和7年5月21日発生）
- ・伊方3号機 海水淡水化装置塩酸注入系統弁からの塩酸漏えい（令和7年6月21日発生）
- ・伊方3号機 総合排水処理装置の次亜塩素酸ソーダ貯槽出口配管からの次亜塩素酸ソーダ漏えい（令和7年7月2日発生）
- ・伊方1号機 燃料取替用水ライン弁からのほう酸水の漏えい（令和7年7月4日発生）
- ・伊方3号機 特定重大事故等対処施設の電源設備の不具合（令和7年7月30日発生）
- ・伊方3号機 純水装置再生用水系統の再生用水加熱器からの水漏れ（令和7年10月4日発生）

2 県としては、伊方発電所に職員を派遣し、対策が適切に実施されていることを確認しています。